

西宮市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生確保に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業に係る施設の衛生確保のため、市並びに営業者及び利用者の役割を明らかにするとともに、衛生確保に必要な事項を定め、もって、その営業が公衆衛生の見地から支障なく行われることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コインオペレーションクリーニング営業 洗たく機、乾燥機等の洗濯に必要な設備を設け、業としてこれを公衆に利用させるものをいう。
- (2) 機器 洗たく機、乾燥機等の洗たくに必要な設備のうち、硬貨を投入させ、又は対価を得て使用させるものをいう。
- (3) 営業施設 機器を設置して、公衆に洗たくさせるための施設をいう。
- (4) 営業者 コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。

(市の役割)

第3条 市は、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 営業施設の構造設備及び衛生管理に関する指導
- (2) 営業施設の適正な利用に関する啓発活動
- (3) 営業施設に係る情報の収集及び管理

(営業者の役割)

第4条 営業者は、市の実施する施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 適正な構造設備を有する営業施設の設置
- (2) 営業施設の衛生的かつ適正な維持管理
- (3) 利用者に対する衛生的かつ適正な利用方法の周知徹底
- (4) 市に対する営業施設の設置等に関する届出
- (5) その他、安全対策等に関する関係行政機関の指導及び措置

2 前項第1号は別表第1に、同項第2号は別表第2に、同項第3号は別表第3に定めるところによる。

(利用者の役割)

第5条 利用者は、市の実施する施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 営業施設の衛生的かつ適正な利用方法
- (2) 営業者の指示する利用方法
- (3) 共同利用施設として良識ある利用方法

2 前項の各号は、別表第4に定めるところによる。

(営業者の届出)

第6条 営業施設の設置等に係る届出は、営業者が、次の各号に定めるところにより保健所長に行うものとする。

- (1) 営業施設を設置しようとするときは、コインオペレーションクリーニング営業施設設置届（様式1）によりあらかじめ行うこと。
- (2) 営業施設等を変更したとき、若しくは休止又は廃止したときは、コインオペレーションクリーニング営業届書（様式2）により変更等した後速やかに行うこと。

付 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表第1 構造設備基準（第4条第1項第1号関係）

- 1 営業施設（以下「施設」という。）は、隔壁等により外部と区別され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業に供する施設及び住居等と区画されていること。
- 2 施設は、設置する洗たく機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。

この場合、施設の床面積（ Q ）は、設置する洗たく機及び乾燥機の台数（ n ）に応じ、次式により算出した面積（ m^2 ）以上であることが望ましい。

$$Q (m^2) = 5.5 + 1.2n$$

- 3 施設は、採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- 4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。
- 5 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。
また、床面は、排水のための適当な勾配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であること。
- 6 施設内には、流水式手洗設備を備えること。
- 7 水洗いにより洗たくする機械を設置する施設には、 $60^{\circ}C$ 以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- 8 有機溶剤を用いて洗たくする機械（以下「ドライクリーニング用洗たく機」という。）は、原則として設置しないこと。
ただし、あえて設置する場合にあっては、次によること。
 - (1) ドライクリーニング用洗たく機は、密閉式のものであること。
 - (2) 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
 - (3) 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。
この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。
- 9 施設内に便所を設ける場合は、洗たくを行う場所と隔壁等により区画されていること。
- 10 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗たく作業に支障のない場所に設けること。
- 11 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を適当数備えること。

別表第2 管理基準（第4条第1項第2号関係）

1 管理責任者の選任等

(1) 営業者は、営業施設（以下「施設」という。）及び設備を衛生的に管理させるため、各施設毎に管理責任者を定めること。

ただし、その業務を行うにあたって特に支障がないときは、複数の施設を管理しても注し支えないこと。

(2) 管理責任者は、当該施設に常駐又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。具体的には、施設内にビデオカメラ等を設置し、出入りや設備の使用状況等の確認を常時鮮明な画像により実施し、必要があれば、直ちに対応できる体制が確保されている場合等である。

(3) 管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な管理を行うとともに、利用者に対し、別表第3の利用基準に関する掲示事項について、適切な指導、助言を行うこと。

(4) 管理責任者の氏名及び連絡先（住所、電話番号等）を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

(5) 有機溶剤を用いて洗たくする機械（以下「ドライクリーニング用洗たく機」という。）を設置する場合にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第6項）の資格を有する管理責任者を常駐させ、洗たく機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせること。

2 管理

(1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。

(2) 施設内は、常に排水が良好に行われるように保持すること。

(3) 施設内は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。

(4) 営業中の施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度の維持に努めること。

この場合、各作業面の照度は、300ルクス以上であることが望ましいこと。

(5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。

この場合、二酸化炭素濃度が1000ppm以下で、かつ、一酸化炭素濃度が10ppm以下であることが望ましいこと。

(6) 換気設備は適宜点検及び清掃を行うこと。

(7) 洗たく機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。

(8) 洗たく機、乾燥機、容器等の洗たく物が接触する部分及び洗たく機、乾燥機等のふた、扉の取っ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日、洗浄又は清掃を行うこととし、適宜塩素剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。

(9) 洗たく機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。

(10) 清掃用具及び消毒薬品は、利用者の安全を配慮し、適切に保管すること。

(11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが一般的には60℃以上であることが望ましい。）。

(12) 手洗い設備及び洗たく機に用いる水は、清浄なものであること。

(13) ドライクリーニング用洗たく機を設置する場合にあつては、次によること。

ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。

イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着・除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。

エ ドライクリーニング用洗たく機から有機溶剤が漏出することがないように常に点検整備すること。

特に、洗たく物の出し入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について十分留意すること。

オ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いにあたっては、十分留意すること。

別表第3 利用基準に関する揭示事項（第4条第1項第3号関係）

1 利用方法等に関する事項

- (1) 洗たく機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- (2) 衣料等被洗たく物の種類及び素材に応じた洗たく又は乾燥の可否及び洗たく又は乾燥にあたっての留意等に関すること。
- (3) ドライクリーニング用洗たく機を設置する場合にあつては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用、その他、ドライクリーニング用洗たく機の取扱い上の留意等に関すること。
- (4) その他、利用者に協力要請すべき事項に関すること。

2 施設及び設備の衛生確保等に関する事項

- (1) 洗たく前後の手指の洗浄等に関すること。
- (2) 施設及び設備の汚損防止に関すること。
- (3) 感染症の疾病に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗たくの禁止に関すること。
- (4) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗たくの禁止に関すること（これらを専用に洗たくするための洗たく機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。）。
- (5) 施設内の防犯、防火に関すること。
- (6) その他、利用者に協力要請すべき事項に関すること。

別表第4 利用者の遵守基準（第5条第1項関係）

- 1 施設内に掲示された利用方法及び管理責任者の指導等を厳守すること。
- 2 施設内を清潔に保ち、利用後の機器の清潔に努めること。
- 3 施設内で異常を感じたとき、及び機器が正常に作動しないときは、速やかに掲示されている管理責任者に通報すること。
- 4 施設内の防犯、防火に努めること。

(様式 1)

コインオペレーションクリーニング営業施設設置届

年 月 日

西宮市保健所長 様

届出者 住所 _____

氏名 _____

西宮市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生確保に関する
要綱第6条第1号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-----------------------|---------------|-----------------------|
| 施 設 | 所 在 地 | |
| | 名 称 | |
| 営 業 者 | 住 所 | Tel () - |
| | 氏 名 | |
| 管 理 責 任 者 | 住 所 | Tel () - |
| | 氏 名 | |
| | | 常駐・非常駐（近隣・デジタル技術等を活用） |
| 設 備 概 要 | 洗 濯 機 | 台（うちドライクリーニング用洗濯機 台） |
| | 乾 燥 機 | 台 |
| | そ の 他 付 属 機 器 | 名称： (台) 名称： (台) |
| 施 設 の 延 床 面 積 | | m ² |
| 営 業 時 間 | | 時 ~ 時 |
| 営 業 開 始 （ 予 定 ） 年 月 日 | | 平成 年 月 日 |

(添付書類) 付近見取図及び施設平面図。当該施設及び設備の管理の業務において
デジタル技術等を活用する場合は、その概要を記載した書面。

(様式2)

コインオペレーションクリーニング営業届書

年 月 日

西宮市保健所長 様

届出者 住所 _____

氏名 _____

西宮市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生確保に関する
要綱第6条第2号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-----|-------|----------------|
| 施 設 | 所 在 地 | |
| | 名 称 | |
| 変 更 | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 事 項 | | |
| 変 更 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 休 止 | 年 月 日 | 年 月 日 から 年 月 日 |
| 廃 止 | 年 月 日 | 年 月 日 |

(添付書類) 営業施設を変更したときは、施設平面図。当該施設及び設備の管理の業務におけるデジタル技術等の活用に関する変更の場合は、その概要を記載した書面。